

地域連携推進会議について

1. 会議の目的

- (1) 利用者と地域の関係づくり
- (2) 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- (3) 施設等やサービスの透明性・質の確保
- (4) 利用者の権利擁護

2. 対象事業

- (1) 障害者支援施設・共同生活援助事業所 * 令和7年度から義務化

3. 会議の構成員と人数（5名程度）

- (1) 利用者
 - (2) 利用者家族
 - (3) 地域の関係者（自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方等）
 - (4) 福祉に知見のある人（他の福祉サービス事業者等）
 - (5) 経営に知見のある人（施設運営等の経営に携わっている方等）
 - (6) 施設所在地の市町村担当者等（市町村職員、基幹相談支援センター職員等）
- * (1)(2)(3)は必須

4. 実施回数

- (1) 施設等内での会議を年1回以上、施設等への訪問を年1回以上の実施が必要

5. 会議の議題と内容

- (1) 施設等・地域の連携
(障害について、近隣からの苦情等の共有、地域行事のご案内等)
 - (2) 施設等やサービスの透明性・質の確保
(利用者の日常生活について、経営状況の報告、BCPの策定状況等)
 - (3) 利用者の権利擁護
(虐待・事故・ヒヤリハットの報告、支援者の様子、利用者の意向等)
- * 資料については、個人が特定されないように配慮する

6. その他

- (1) 議事録の作成
- (2) 議事録の公表（ホームページ、広報誌、事業所内の掲示等）

参考資料：地域連推進会議の手引きについて

（事務連絡 令和6年4月24日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）